トピックス

特許庁関係手続における押印の見直しについて

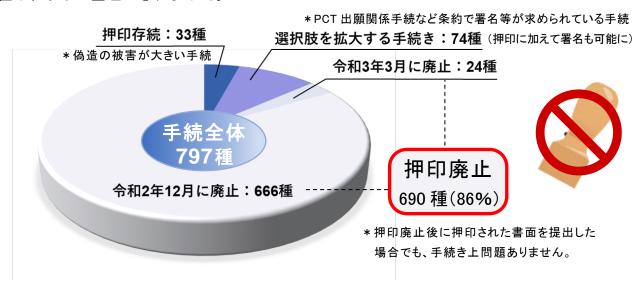
INPIT 長野県知財総合支援窓口 小沢 益也

特許庁関連の手続を規定する特許法施行規則等を含む「押印を求める手続の見直し等の ための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、12 月 28 日以降に 特許庁に提出する書面において、一部の手続を除き、押印が不要となりました。

以下に、概要をお知らせいたします。

■ 1. 押印の見直しの全体像

約800種の特許庁に対する申請手続(押印を求めているもの)について、押印の要否を 見直し、以下の整理がされました。



■ 2. 押印を存続する手続(偽造による被害が大きい手続)

- [1] 出願中の権利:8種(2020年12月28日施行)
 - ·出願人名義変更届 (4種)
 - ·氏名(名称)変更届(2種)
 - ·住所(居所)変更届(2種)
- [2]特許権等の移転登録に関する手続:25種(2021年3月改正予定)
 - ・一般承継・特定承継による特許権等の移転登録申請(8種)
 - 登録名義人表示変更申請登録(4種)
 - 質権設定登録申請(4種)
 - · 専用実施権設定登録申請(4種)
 - · 仮専用実施権登録申請(1種)
 - •通常使用権登録申請(1種)
 - 商標権分割申請登録(1種)
 - 商標権分割移転登録申請(1種)
 - 実用新案権抹消登録申請(1種)

≪押印を存続する手続の運用≫

		新規に印鑑を用いる場合	既に特許庁に届け出た印鑑が 存在する場合
	個人	実印+印鑑証明書	 令和3年末までは、届出印での手続
	法人	実印+印鑑証明書 又は 実印で証明可能な法人代表社印 +実印+印鑑証明書	が可能ですが、 令和4年1月1日以降は、求められた 場合に印鑑証明書が提出できない 印鑑の使用ができません。

詳細は、特許庁HP「特許庁関係手続における押印の見直しについて」にてご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html

